

別表

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供先1:「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(以下「命令」という。)第2条の表に定める情報照会者

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	厚生労働大臣	命令第2条の表の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって命令第3条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第3条で定めるもの
2	全国健康保険協会	命令第2条の表の2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第4条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第4条で定めるもの
3	健康保険組合	命令第2条の表の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第5条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第5条で定めるもの
4	厚生労働大臣	命令第2条の表の5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって命令第7条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第7条で定めるもの
5	全国健康保険協会	命令第2条の表の7項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(以下「平成19年法律第30号」という。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって命令第9条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第9条で定めるもの
6	都道府県知事	命令第2条の表の11項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって命令第13条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第13条で定めるもの
7	都道府県知事	命令第2条の表の13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって命令第15条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第15条で定めるもの
8	市町村長	命令第2条の表の15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって命令第17条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第17条で定めるもの
9	都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表の20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって命令第22条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第22条で定めるもの
10	市町村長	命令第2条の表の28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって命令第30条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第30条で定めるもの
11	市町村長	命令第2条の表の37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第39条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第39条で定めるもの
12	都道府県知事	命令第2条の表の39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第41条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第41条で定めるもの
13	市町村長	命令第2条の表の48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって命令第50条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第50条で定めるもの
14	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表の53項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって命令第55条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第55条で定めるもの
15	日本私立学校振興・共済事業団	命令第2条の表の57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって命令第59条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第59条で定めるもの
16	厚生労働大臣又は共済組合等	命令第2条の表の58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって命令第60条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第60条で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	命令第2条の表の59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって命令第61条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第61条で定めるもの
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	命令第2条の表の63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって命令第65条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第65条で定めるもの
19	国家公務員共済組合	命令第2条の表の65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって命令第67条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第67条で定めるもの
20	国家公務員共済組合連合会	命令第2条の表の66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって命令第68条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第68条で定めるもの
21	市町村長又は国民健康保険組合	命令第2条の表の69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第71条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第71条で定めるもの
22	厚生労働大臣	命令第2条の表の73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって命令第75条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第75条で定めるもの
23	市町村長	命令第2条の表の75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって命令第77条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第77条で定めるもの
24	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表の76項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって命令第78条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第78条で定めるもの
25	都道府県知事等	命令第2条の表の81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって命令第83条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第83条で定めるもの
26	地方公務員共済組合	命令第2条の表の83項	地方公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって命令第85条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第85条で定めるもの
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	命令第2条の表の84項	地方公務員共済組合法又は地方公務員共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって命令第86条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第86条で定めるもの
28	市町村長	命令第2条の表の86項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって命令第88条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第88条で定めるもの
29	市町村長	命令第2条の表の87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって命令第89条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第89条で定めるもの
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	命令第2条の表の91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって命令第93条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第93条で定めるもの
31	都道府県知事等	命令第2条の表の92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって命令第94条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第94条で定めるもの
32	市町村長	命令第2条の表の96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって命令第98条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第98条で定めるもの
33	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	命令第2条の表の106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって命令第108条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第108条で定めるもの
34	市町村長	命令第2条の表の108項	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって命令第110条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第110条で定めるもの
35	厚生労働大臣	命令第2条の表の110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって命令第112条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第112条で定めるもの
36	厚生労働大臣	命令第2条の表の112項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって命令第114条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第114条で定めるもの
37	後期高齢者医療広域連合	命令第2条の表の115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって命令第117条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第117条で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
38	厚生労働大臣	命令第2条の表の118項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって命令第120条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第120条で定めるもの
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表の124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって命令第126条で定めるもの	住民票関係情報であって命令第126条で定めるもの
40	厚生労働大臣	命令第2条の表の129項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって命令第131条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第131条で定めるもの
41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	命令第2条の表の130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって命令第132条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第132条で定めるもの
42	市町村長	命令第2条の表の132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって命令第134条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第134条で定めるもの
43	都道府県知事	命令第2条の表の136項	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって命令第138条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第138条で定めるもの
44	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	命令第2条の表の137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって命令第139条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第139条で定めるもの
45	厚生労働大臣	命令第2条の表の138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって命令第140条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第140条で定めるもの
46	独立行政法人日本学生支援機構	命令第2条の表の141項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって命令第143条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第143条で定めるもの
47	厚生労働大臣	命令第2条の表の142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって命令第144条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第144条で定めるもの
48	都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表の144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって命令第146条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第146条で定めるもの
49	厚生労働大臣	命令第2条の表の149項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって命令第151条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第151条で定めるもの
50	厚生労働大臣	命令第2条の表の150項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって命令第152条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第152条で定めるもの
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	命令第2条の表の151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって命令第153条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第153条で定めるもの
52	厚生労働大臣	命令第2条の表の152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって命令第154条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第154条で定めるもの

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
53	市町村長	命令第2条の表の155項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって命令第157条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第157条で定めるもの
54	厚生労働大臣	命令第2条の表の156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって命令第158条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第158条で定めるもの
55	都道府県知事	命令第2条の表の158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって命令第160条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第160条で定めるもの
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	命令第2条の表の160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって命令第162条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第162条で定めるもの
57	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	命令第2条の表の163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって命令第165条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第165条で定めるもの
58	都道府県知事	命令第2条の表の164項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第0327012号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって命令第166条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第166条で定めるもの
59	都道府県知事	命令第2条の表の165項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331001号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって命令第167条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第167条で定めるもの
60	都道府県知事	命令第2条の表の166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発0627第1号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研修促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって命令第168条で定められた用途	住民票関係情報であって命令第168条で定めるもの